

第 28 号議案

地方自治法施行令第 152 条第 1 項第 3 号による法人を定める条例の一部改正について

地方自治法施行令第 152 条第 1 項第 3 号による法人を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 26 年 2 月 19 日提出

豊川市長 山 脇 実

地方自治法施行令第 152 条第 1 項第 3 号による法人を定める条例の一部を改正する条例

地方自治法施行令第 152 条第 1 項第 3 号による法人を定める条例（平成 24 年豊川市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

「社団法人豊川文化協会」を「公益社団法人豊川文化協会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、公益法人制度改革により社団法人が公益社団法人に移行したことに伴い、その名称を改める必要があるからである。